

**熱海市火葬場都市計画決定変更支援業務委託
【特記仕様書】**

第 1 条（適用）

○本特記仕様書は、熱海市が発注する[熱海市火葬場都市計画決定変更支援業務委託] に適用する。

第 2 条（業務の目的と進め方）

○熱海市火葬場は、熱海市熱海字姫ノ尾地内に立地する、昭和 34 年に都市計画決定した施設である。

○令和 6 年 8 月 30 日の台風 10 号により、火葬場周辺で土砂災害が発生し、隣接する主要地方道熱海函南線が被災した。

○道路復旧にあたっては、火葬場用地の一部取得が必要なことから、火葬場の都市計画変更が必要となっている。

○また、この変更にあわせ、昭和 56 年頃に火葬場の敷地を拡張して整備した駐車場区域を、火葬場区域に編入する。

○本業務は、これらの都市計画変更のための都市計画図書作成、及び関係機関との協議資料作成支援を行うものである。

○なお、関係機関との協議にあたっては、同時期に予定している旧網代小学校の用途地域見直しについても留意しながら進めるものとする。

第 3 条（通則）

○受託者は、本業務を遂行するにあたり、業務委託設計書、業務委託契約書及び特記仕様書に基づき、委託者と常に、密接な連絡をとり、正確かつ誠実に業務を行わなければならない。

第 4 条（業務対象区域）

○熱海市熱海字姫ノ尾地内

第 5 条（委託期間）

○契約締結の日から令和 8 年 3 月 27 日までとする。

第 6 条（業務内容）

（1）都市計画変更図書の案作成

- 熱海市火葬場の都市計画変更に向け、都市計画変更図書の案を作成する。
- 具体的には、総括図、計画図、都市計画審議会用附図のほか、区域説明等が別途必

要な場合、参考図面も作成する。

(2) 関係機関との調整支援

- 都市計画変更に向け、関係機関との調整等に必要な資料の作成を支援する。
- 調整内容として、区域面積、区域境界の説明等を想定する。

(3) 打合せ協議

- 業務を円滑に行うため、検討過程に応じて随時打合せを実施する。
- 着手時1回、成果品納品時1回の計2回を予定する。

第7条 (成果品)

○本業務は以下の成果品を納入するものとし、その帰属は全て委託者のものとする。

- | | |
|---------------------------------|-----|
| ・ 報告書 (A4版) | 1 式 |
| ・ 打合せ議事録 | 1 式 |
| ・ 都市計画変更図書 | 1 式 |
| ・ 上記電子データ (計画図の Shape 形式ファイル含む) | 1 式 |
| ・ その他委託者が必要と認めるもの | 1 式 |

第8条 (業務体制)

○受託者は、委託契約締結後、速やかに本委託業務のスケジュールを作成し、委託者の承認を受けること。また、業務の履行に当たっては、委託者と常に綿密な連携を図り、重要な判断が必要な場合は、予め委託者の承認を受けること。

第9条 (著作権の取扱い等)

○本委託契約の実施により生じるすべての著作権 (著作権法第21条から第28条までに規定する権利を言う。以下同じ) については、無償で委託者に帰属するものとする。

○受託者は、本委託業務にかかる著作人格権を有する場合においてもこれを行使しないものとする。

○第三者の著作権、その他すべての権利についての交渉、処理は受託者が行うこととし、その経費は契約金額に含まれるものとする。なお、第三者からの異議申し立てや紛争の提起については、すべて受託者の責任と費用負担で対応するものとする。

第10条 (その他)

○本仕様書により難い事由、または記載のない事項及び疑義が生じた場合は、委託者と受託者で協議の上、委託者の指示に従い業務を遂行するものとする。